

「広域避難訓練実施業務」委託仕様書

1 業務名

広域避難訓練実施業務

2 目的

山口県では、南海トラフ地震等の大規模災害時において、市町の区域を越える広域避難が必要となる場合に備え、県が開設・運営する広域避難所の体制整備を進めている。

本業務は、広域避難所の開設・運営の訓練を実施することにより、県、市町、関係団体等の役割分担、広域避難所の開設・運営手順、関係機関との情報共有・連携体制等の実効性を検証するとともに、訓練結果を踏まえた課題整理及び広域避難マニュアルの改定案作成につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

山口県立下関武道館及び県が指定する場所

なお、打合せ、関係機関との調整、訓練時の情報共有等については、必要に応じて、対面やWeb会議等により実施するものとする。

5 業務内容

次の(1)～(8)の業務を実施すること。

(1) 訓練の企画及び実施計画の作成

- 受託者は、県と協議の上、広域避難所の開設・運営訓練の全体企画を行い、訓練実施計画を作成すること。
- 実施計画の作成に当たっては、次の事項を整理すること。
 - ア 訓練の目的及び検証項目
 - イ 訓練の実施日時、実施場所及び実施方法
 - ウ 訓練参加者、関係機関及び役割分担
 - エ リハーサル及び本訓練までの工程
 - オ その他訓練の実施に必要な事項
- なお、訓練の基本的な方針、参加機関、訓練内容の大枠については県が示すものとし、受託者は、県の方針に基づき、訓練内容を具体化すること。

(2) 訓練シナリオ等の作成

- 受託者は、広域避難所の開設、避難者の受入れ、避難所運営、関係機関との情報共有、被災者生活再建支援システムの活用等を含む訓練シナリオ等を作成すること。
- 作成する資料は、概ね次のとおりとする。
 - ア 訓練シナリオ
 - イ 訓練進行台本
 - ウ 訓練タイムライン
 - エ 役割分担表及び会場レイアウト図
 - オ その他訓練実施に必要な資料
- なお、訓練シナリオ等の作成に当たっては、県、市町、関係団体、広域避難所施設管理者等の役割が明確となるよう整理すること。

(3) 関係機関との調整

- 受託者は、市町、関係団体、施設管理者、県庁関係課等との調整について、資料作成、会議運営、連絡調整等を行うこと。
- 関係機関の訓練参加に当たり必要となる経費等については、受託者の負担により支払うこと。
- また、被災者生活再建支援システムを活用した受付、避難者管理、避難所情報管理等について、訓練で実施する場面や手順を整理し、訓練シナリオ等に反映すること。
- なお、同システムに係る専門的・技術的な説明及び助言は、県が別途委託するシステム運用業者が行うことを予定している。受託者は、当該業者と連携しながら、システム活用の内容を具体化すること。

(4) リハーサル、訓練の運営及び物資調達

- 受託者は、リハーサル及び本訓練の実施に当たり、会場設営、進行管理、参加者対応、資料・資機材準備、記録、撤収等、訓練運営に必要な対応を行うこと。
- リハーサルは令和8年11月頃、本訓練は令和8年12月から令和9年1月頃に実施する予定であり、具体的な日程は県と協議の上、決定する。
- 訓練の予備日を実施予定日の1～2週間後に設けること。
- また、受託者は、訓練に必要な食料、飲料水、消耗品その他必要な物資について、県と協議の上、品目、数量、納入方法等を整理し、調達に必要な調整を行うこと。
- 一部の物資の調達に当たっては、県が災害時における物資の調達等について協定を締結している団体から入手するものとし、当該団体又はその関係業者に、訓練当日、訓練会場である下関武道館へ持参させること。

(5) 訓練時の動画撮影、映像伝送及び動画編集

- 受託者は、訓練当日の状況を記録するため、動画撮影を行うこと。

- また、訓練会場である下関武道館と、市町、関係団体及び県庁災害対策本部等を Web 会議等により接続し、訓練状況の共有、状況報告、応援要請、調整等を行うために必要な映像伝送を行うこと。
- 訓練終了後は、撮影した動画を編集し、訓練内容等をまとめた動画データを作成すること。

(6) 訓練後の振り返り及び広域避難マニュアル改定案の作成

- 受託者は、本訓練の結果を踏まえ、参加者及び関係機関からの意見を整理し、訓練により明らかとなった課題及び改善策をとりまとめること。
- また、訓練結果を踏まえ、広域避難所の開設・運営手順、関係機関との役割分担、情報共有方法等について整理し、広域避難マニュアルの改定案を作成すること。
- なお、訓練後の振り返り、課題整理、報告書作成及び広域避難マニュアル改定案の作成については、原則として令和9年1月末までに完了すること。

(7) 実績報告

- 上記(1)～(6)で実施する業務の記録を作成の上、実績報告書としてとりまとめ、県に報告すること。

(8) その他

- 県が開催する避難所運営検討部会及び同部会ワーキンググループに出席し、訓練内容や詳細について説明を行うこと。なお、会議は3回程度を予定しており、対面又は Web により参加すること。
- 業務実施に当たって、県と打ち合わせが必要な場合、Web 会議等で打ち合わせを行い、会議録を作成し、提出すること。

6 履行の確認

本業務における成果品は以下のとおりとする。業務完了後は、業務完了報告書と合わせて、以下の成果品を県に提出すること。

- ① 訓練実施計画書
- ② 訓練シナリオ、進行台本、タイムライン等訓練実施に必要な資料
- ③ 役割分担表、会場レイアウト、関係機関との調整資料等
- ④ 訓練に必要な物資の調達に関する資料
- ⑤ 訓練動画データ
- ⑥ 訓練結果報告書及び課題整理資料
- ⑦ 広域避難マニュアル改定案
- ⑧ その他県が必要と認める資料

7 その他の留意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、関連法令等を遵守すること。

(2) 著作権の帰属

本事業の作成物及びその著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、第三者が著作権を有する部分を除き、原則として委託者に帰属するものとする。

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置

受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

①受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、発注者は契約の取り消しができる。そのために委託者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

②その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

(4) 費用負担

本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。

(5) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、受託者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。なお、この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定すること。